

世田谷区における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスに係る届出事項の公表に関する要綱の一部を改正する要綱  
新旧対照表

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>○世田谷区における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスに係る届出事項の公表に関する要綱<br/>平成27年11月18日27世介保第814号</p> <p>改正</p> <p>平成28年3月31日27世介保第1360号<br/>平成30年3月30日29世介保第1631号<br/><u>令和6年3月28日5世介保第3212号</u></p> <p>世田谷区における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスに係る届出事項の公表に関する要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、区内に存する指定地域密着型通所介護事業所等において宿泊サービスを提供する事業者に対して提出させる届出書の内容を公表することにより宿泊サービスを利用しようとする者の事業所等の選択に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指定地域密着型通所介護事業所等 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第17項に規定する地域密着型通所介護、同法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護について同法第42条の2第1項本文又は第54条の2第1項本文の規定による指定を受けた者（以下「事業者」という。）の当該指定に係る事業所をいう。</p> <p>(2) 宿泊サービス 事業者が指定地域密着型通所介護事業所等の</p> | <p>○世田谷区における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスに係る届出事項の公表に関する要綱<br/>平成27年11月18日27世介保第814号</p> <p>改正</p> <p>平成28年3月31日27世介保第1360号<br/>平成30年3月30日29世介保第1631号</p> <p>世田谷区における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスに係る届出事項の公表に関する要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、区内に存する指定地域密着型通所介護事業所等において宿泊サービスを提供する事業者に対して提出させる届出書の内容を公表することにより宿泊サービスを利用しようとする者の事業所等の選択に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指定地域密着型通所介護事業所等 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第17項に規定する地域密着型通所介護、同法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護について同法第42条の2第1項本文又は第54条の2第1項本文の規定による指定を受けた者（以下「事業者」という。）の当該指定に係る事業所をいう。</p> <p>(2) 宿泊サービス 事業者が指定地域密着型通所介護事業所等の</p> |

| 改正後   | 改正前  |        |  |  |  |    |        |  |  |
|---|--|--------|--|--|--|----|--------|--|--|
| <p>営業時間外に、その設備を利用し、当該指定地域密着型通所介護事業所等の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスとして提供することをいう。</p> <p>(届出内容の公表)</p>   | <p>営業時間外に、その設備を利用し、当該指定地域密着型通所介護事業所等の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスとして提供することをいう。</p> <p>(届出内容の公表)</p>  |        |  |  |  |    |        |  |  |
| <p>第3条 区長は、世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第17号）第60条の5第4項（第60条の20の3において準用する場合を含む。）、第60条の26第4項及び第64条第4項又は世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第18号）第8条第4項の規定による届出（宿泊サービスに係るものに限る。）を受けたときは、別表に定める事項をホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(委任)</p>                      | <p>第3条 区長は、世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第17号）第60条の5第4項（第60条の20の3において準用する場合を含む。）、第60条の26第4項及び第64条第4項又は世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第18号）第8条第4項の規定による届出（宿泊サービスに係るものに限る。）を受けたときは、別表に定める事項をホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(委任)</p> |        |  |  |  |    |        |  |  |
| <p>第4条 この要綱の施行について必要な事項は、高齢福祉部長が別に定める。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成27年12月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月31日27世介保第1360号）<br/>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月30日29世介保第1631号）<br/>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和6年3月28日5世介保第3212号）</u><br/><u>この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同年1月1日から適用する。</u></p> | <p>第4条 この要綱の施行について必要な事項は、高齢福祉部長が別に定める。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成27年12月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月31日27世介保第1360号）<br/>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月30日29世介保第1631号）<br/>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p>  |        |  |  |  |    |        |  |  |
| <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="170 1385 1066 1430"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 1385 371 1430">区分</th> <th data-bbox="371 1385 1066 1430">公表する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>  | 区分   | 公表する事項 |  |  | <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1173 1385 2069 1430"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 1385 1375 1430">区分</th> <th data-bbox="1375 1385 2069 1430">公表する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 公表する事項 |  |  |
| 区分  | 公表する事項   |        |  |  |  |    |        |  |  |
|   |  |        |  |  |  |    |        |  |  |
| 区分  | 公表する事項   |        |  |  |  |    |        |  |  |
|   |  |        |  |  |  |    |        |  |  |

| 改正後                   |  | 改正前      |  |
|-----------------------|--|----------|--|
| 基本情報                  | 事業者の名称   | 基本情報     | 事業者の名称   |
|                       | 事業所の名称、所在地、事業所番号、サービス種別及び連絡先                               |          | 事業所の名称、 <u>代表者の氏名</u> 、所在地、事業所番号、サービス種別及び連絡先 <u>並びに宿泊サービスの開始予定年月日、廃止予定年月日及び休止予定年月日</u> |
| 人員関係                  | 宿泊サービスの開始予定年月日、休止予定年月日、利用定員、提供日、提供時間、1泊当たりの利用料金及び1食当たりの食事代 | 人員関係     | 宿泊サービスの利用定員、提供日、提供時間及び1泊当たりの利用料金   |
|                       | 宿泊サービスの提供時間を通じて配置する職員の員数                                   |          | 宿泊サービスの提供時間を通じて配置する職員数   |
|                       | 配置する職員の保有資格等   |          | 配置する職員の保有資格等   |
|                       | 宿泊サービスに従事する職員の員数   |          | 職員の員数等   |
| 設備関係情報                | 責任者の配置の有無  | 設備関係情報   | 責任者の配置   |
|                       | 宿泊室情報  |          | 宿泊室情報  |
|                       | 消防設備情報   |          | 消防設備情報   |
| 運営基準関係情報              | バリアフリー設備情報   | 運営基準関係情報 | バリアフリー設備情報   |
|                       | 重要事項を記した書類の作成の有無   |          | 重要事項を記した書類の作成の有無   |
|                       | 宿泊サービス提供の記録の作成の有無  |          | 宿泊サービス提供の記録の作成の有無  |
|                       | 宿泊サービス計画の作成の有無   |          | 宿泊サービス計画の作成の有無   |
|                       | 食事の提供方法  |          | 食事の提供方法  |
|                       | 主治医等との連携についてのマニュアル等の有無                                     |          | 主治医等との連携についてのマニュアル等の有無   |
|                       | 緊急時等（利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合をいう。）の対応方法についてのマニュアル等の有無       |          | 緊急時等（利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合をいう。）の対応方法についてのマニュアル等の有無                                   |
| 宿泊サービス事業所の運営規程の策定の有無  | 宿泊サービス事業所の運営規程の策定の有無                                       |          |  |
| 従業者の月ごとの勤務体制についての定めの有 | 従業者の月ごとの勤務体制についての定めの有                                      |          |  |

| 改正後 |  | 改正前 |                         |
|-----|--|-----|-------------------------|
|     | 無  |     | 無                       |
|     | <u>業務継続計画（感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する宿泊サービスの提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画をいう。）の策定の有無</u> |     |                         |
|     | 非常災害時の対応についてのマニュアルの有無  |     | 非常災害時の対応についてのマニュアルの有無   |
|     | <u>感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備の有無</u>  |     |                         |
|     | 秘密保持の体制についての定めの有無  |     | 秘密保持の体制についての定めの有無       |
|     | 苦情処理対応の記録様式の有無   |     | 苦情処理対応の記録様式の有無          |
|     | 事故発生時の対応についてのマニュアル等の有無   |     | 事故発生時の対応についてのマニュアル等の有無  |
|     | <u>虐待の防止のための指針の整備の有無</u>   |     |                         |
|     | やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録様式の有無  |     | やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録様式の有無 |